



議案の概要

熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について

<制定理由>

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づき令和6年12月25日付けで熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定請求があったため、同条第3項の規定により意見を付けて市議会に付議するもの。

<制定内容>

- 1 目的
- 2 住民投票
- 3 住民投票事務の執行
- 4 住民投票の実施等
- 5 投票資格者等
- 6 投票の方法
- 7 投票の秘密保持
- 8 投票の効力
- 9 無効投票
- 10 投票及び開票
- 11 投票結果の告示
- 12 投票結果の尊重
- 13 情報の提供
- 14 投票運動
- 15 委任

<施行日>

公布の日

令和7年第1回臨時会の概要

● 1月14日 本会議

- ・提案理由説明
- ・直接請求代表者の意見陳述
- ・議案付託

1月14日 総務委員会

● 1月17日 本会議

- ・委員長報告
- ・質疑、討論、表決
- ・閉会

条例案の制定に対する市長の意見

- 現庁舎の建て替えは重要な施策であるため、災害リスク、本市の財政負担、まちづくり等の様々な論点を踏まえた上で、市民の皆様の代表であり、重要な施策を議決する役割を担う市議会において、総合的に判断されるべき。
- 直接請求制度が重要な意義を持っていることは理解しているが、現庁舎の建て替えは、6年以上にもわたる市議会での議論に加え、市民説明会、市民アンケート等を通じて、広く市民の皆様から御意見を頂き、反映しながら検討を進めてきた。
- 財政負担を大幅に軽減できる合併推進債の活用条件は、令和6年度中に新庁舎の基本計画策定並びに基本設計・実施設計にかかる業務委託の契約を結ぶことであり、期限が迫っている。
- このような議論等を踏まえて、基本構想を策定し、新庁舎整備の設計関連予算について、市議会による十分な審議を経て議決を頂き、事業を進めている中、新庁舎建設について単に賛否を問う住民投票を行うことは、この6年以上にも及ぶ熟議を顧みないものである。



委員会の審査概要

総務委員会の審査の概要は以下のとおりです。

スマートフォン等で読み込むことで、インターネット中継の録画映像をご覧ください。



本案については委員より以下のような意見が述べられました。

- 庁舎建て替えの議論については、議会としても災害から市民の生命・財産を守ることが最優先であるという判断を、責任を持って行ったという点を、今回の請求者等の方々に理解を求めたい。また、これまでの事業のプロセスについて市民の納得が得られていないことに対し、今後基本計画等を策定していく各段階において、より丁寧に市民の意見を聴取し、合意形成を図るよう求めたい。
- 住民投票は間接民主主義を補完するものであるが、投票の事前活動などにより、市民間の軋轢を生むことを危惧するとともに、その実施に係る従事者数や経費が莫大であること等を留意すべきである。
- 憲法及び現行法による定めと住民投票の抱える現実的問題との整理がつかない状況において、民意を確認する方法として住民投票を用いてよいのか危惧する。
- 昨年の第三回定例会において、議会として新庁舎整備の設計関連予算の議決を行ったことを踏まえると、今般の住民投票が実施されるとなれば、これまでの議論や手続きに要した時間を無為に費やすことにならないか懸念する。
- 住民投票には二億四千万円の費用が必要であり、その財源も本市独自予算からの支出となるため、その費用対効果も今回の条例制定の賛否の判断材料になると考える。
- 今回の住民投票条例制定の請求に至った一因として、市の説明責任が十分に果たされておらず、市民に必要な情報が届いていない点があると考え。今後は、これまでの説明方法を見直し、より簡単で分かりやすく、短時間でも理解できるような内容となるよう十分工夫した取組を求めたい。
- 庁舎整備問題に対する議会の対応としては、これまで学識者への専門的な見解聴取や市民への独自アンケートの実施、或いは日頃から市民へ

の説明・意見聴取に努めるなど、様々な取組を行ってきたところである。執行部においても、更なる総事業費の抑制に努めるとともに、事業進捗の節目ごとにあらゆる機会を捉えて、市民との合意形成に向け最大限の努力を求めたい。また、市民への説明不足の感が否めないため、市政だよりを活用し、庁舎整備の特集号を発行するなど、周知広報に工夫を求めたい。

- 今回の二万人近くの市民の署名は重く受け止めているが、財政的に非常に有利な起債である合併推進債の活用機会を逃すリスクを考慮すると、この時期に住民投票を実施する大義は見いだせない。
- 条例案に付された市長の意見について、市長の強い意志を評価する。市民に対しては、昨年の第三回定例会における関連予算に対して、議会としても慎重な審議の末に議決したことに対する理解を求めたい。
- 庁舎建設にかかる建設費は、各都市によって様々な条件の相違点が背景にあることから、誤解を招かないよう、今後は、これまで周知が届かなかった市民まで情報が行き届くよう、違った視点での周知方法を工夫するとともに、今回市民から寄せられた陳情書等の内容を精査し、今後の説明手法の参考としてもらいたい。

このほか、委員でない議員からも意見が述べられました。

- 情報発信の具体的な数字や耐震性能分科会の非公開の件、ほか、内部通報の件と財政の動向についての意見を付されたうえで、署名された二万人近くの市民の声に答えるため、本来は市長が聴取すべきであった市民の声について、議会の決定により、直接聴くための住民投票を実施すべきである。



質疑

総務委員会で審査された 議第1号「熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について」に対する質疑

- 一、熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について
 - 条例案に対する市長の意見及び市民の意見陳述について

- 一、熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について
 - 条例案に付けられた市長の意見、並びに本会議・委員会における市民の意見陳述に関連して
- 一、住民投票条例について
 - (1) 直接請求に対する市長の認識について
 - (2) 有識者会議の議論とこれまでの進め方について

討論

反対討論

自民党



古川 智子 議員

6年もの熟議の中で耐震性、アスベスト、電気系統の地下設置、執務室の狭隘化など問題を抱える現庁舎は市民の命と安全、財産を守るために建て替えが必要であり、かつ財政負担を大幅に軽減できる合併推進債を活用すべきと導きだしている。これにより庁舎の災害対応機能の確保、市民にとって使いやすい庁舎を実現でき、まちの活性化や経済効果波及に寄与できると考える。2億4千万の住民投票経費や投票率などへの懸念も含め慎重を期する。

熊本自民



澤田 昌作 議員

今後数年間は庁舎建設について議論が続いていき、最終的には建設工事案を採決するときまで議論の余地は残されている。今回、多くの市民の署名が集まったことについて、非常に重く受け止めている。しかし、この状況でこの時期に住民投票を実施せざるを得ないという状況には至っていない。市長をはじめ執行部において、市民への説明不足が否めないの、あらゆる機会を通じて引き続き丁寧な説明と市民の声を聞く姿勢をお願いする。

市民連合



西岡 誠也 議員

31回にわたり特別委員会で様々な角度から検討してきた。現庁舎を使用する場合、工事はアスベスト除去も必要で8年ほどの期間と工事費等も187億円ほどかかる。また、国が示す基準、職員一人当たり7.7m²をクリアするためには、約600名は別の建物に入る必要がある。その家賃も含めれば庁舎を建て替えた方が100億円ほど費用負担も少ない。合併推進債等(現時点での試算228億円)が認められる年度末を前にしての住民投票は反対せざるを得ない。

公明党



井本 正広 議員

本市役所の建て替えは未来への投資。現庁舎は老朽化が進み耐震性能も不十分である。防災拠点としての役割を果たせず、行政サービスの効率も課題となっている。今なら有利な財源である合併推進債を活用し市民負担を抑えながら建て替えが可能である。一方、住民投票では賛否の二択しか示せず市民の多様な意見が反映されにくい問題があり、私たちは市民の皆さまに丁寧に情報を伝え納得のもと進めべきと考え、この条例案に反対する。

賛成討論

共産党



井芹 栄次 議員

市庁舎建て替えという重要な決定に市民は一度も賛否を問われていないし、そもそも選挙の争点にもなっていない。本議会は、2万人の署名の重みをしっかりと受け止めるべきであり、「市民の声を届けるはずの市議会が、市民の意思表示の機会を奪うのは不可解」との市民の声に応えることこそ求められている。市民の意見を聞いて、法や地方自治法に立ち返って議論を尽くしていくためにも、住民投票はどうしても必要と考える。

共産党



上野美恵子 議員

庁舎建替の議論は、「耐震性能不足」の欺瞞、耐震性能分科会の非公開、「建替えありき」押し付け、孫子の代へ借金を押し付ける事業費「616億円+α」、1度も市民に建替の賛否を問わないという重大な問題を残しており、到底熟議とは言えない。住民投票は、憲法や地方自治法・本市自治基本条例に規定された住民の権利である。法定数をはるかに上回る2万人の民意に応え、条例制定に賛成することこそ、私たち議員の役割だと考える。

創生熊本



松川 善範 議員

庁舎建設等の重要な意思決定において、市民の声をしっかり聴くことは民主主義の基本であり、行政への信頼を高める重要なプロセスである。住民投票は、全ての情報が客観的かつ適切に提供され、多くの市民に関心を持ってもらい、計画内容やその背景を周知する中でメリット、デメリットを明確に示して透明性を確保する機会となる。さらに将来世代なども含めた、多くの市民の意見を反映できることから、住民投票条例制定に賛成する。

無所属議員



菊地 渚沙 議員

私は合併推進債の活用で財政負担を圧縮できると考え、建て替えに賛成の立場であったが、資材高騰等による費用膨張の懸念は拭えない。昨年、議員18人で行ったアンケートでは、市の方針に賛成4割、反対2割、回答を留意している層4割、費用の理解が進んでいないことが明らかとなった。住民投票は間接民主制を補完し、市民の直接的な意思を確認する重要な機会であり、費用抑制の効果を期待できることから条例制定に賛成する。

議決結果

各議員の賛否については、熊本市議会ホームページの議員名簿をご覧ください。

○：賛成 ×：反対 -：欠席・除斥・退席

議案番号・件名	自民党	熊本自民	市民連合	公明党	共産党	新風熊本	創生熊本	無所属議員			議決結果		
議第1号 熊本市役所の新庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定について	×	×	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×	否決